

# 定 款

# NPO 法人 しまね里山研究所定款

# NPO 法人しまね里山研究所定款

## 第1章 総則

(名称)

### 第1条

この法人は、NPO 法人しまね里山研究所という。

(事務所)

### 第2条

この法人は、主たる事務所を島根県邑智郡美郷町に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

### 第3条

この法人は、中山間地域の若者定住を目指し、就労の場として木材利用の里山整備活動・獣害に強い農作物栽培研究・古民家及び空き家の再生利活用に取り組み、地域住民の生活支援・地域振興を図る活動に寄与することを目的とする。

(NPO 活動の種類)

### 第4条

この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の NPO 活動を行う。

- (1) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (2) 環境の保全を図る活動
- (3) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 観光の振興を図る活動
- (6) まちづくりの推進を図る活動
- (7) 経済活動の活性化を図る活動

(事業)

### 第5条

この法人は、その目的を達成するため、次の種類の NPO 活動に係る事業を行う。

- (1) 里山再生事業
- (2) 鳥獣被害がない作物をつくる事業
- (3) 古民家及び空き家の再生利活用事業
- (4) 地域交通対策事業

- (5) 文化イベントプロデュース事業
- (6) 地産地消事業
- (7) 地域管理サポート事業
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

### 第3章 会員

(種別)

#### 第6条

この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

#### 第7条

会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもつて本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

#### 第8条

会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

#### 第9条

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 繼続して3年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

#### 第10条

会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

#### 第 11 条

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合は、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

#### 第 12 条

既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

### 第 4 章 役員

(種別及び定数)

#### 第 13 条

この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事「3人以上5人以下」
  - (2) 監事「1人以上3人以下」
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

#### 第 14 条

理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

#### 第 15 条

理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業

務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

#### 第16条

役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

#### 第17条

理事又は幹事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

#### 第18条

役員が次の各号の一に該当するときに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

#### 第19条

役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第5章 総会

(種別)

### 第20条

この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

### 第21条

総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

### 第22条

総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第44条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 会員の除名
- (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

### 第23条

通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条

総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 15 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条

総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条

総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第 27 条

総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 28 条

各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 1 項第 2 号及び第 46 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 29 条

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

## 第6章 理事会

（構成）

### 第30条

理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

### 第31条

理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算並びにその変更
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (4) 事務局の組織及び運営
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）

### 第32条

理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）

### 第33条

理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から7

日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

#### 第34条

理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(理事会の定足数等)

#### 第35条

理事会には、第26条から第29条までの規定を準用する。この場合において、これらの条文中「総会」及び「正会員」とあるのは、それぞれ「理事会」及び「理事」と読み替えるものとする。

### 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

#### 第36条

この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

#### 第37条

この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

#### 第38条

この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

### 第 39 条

この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならぬ。

(暫定予算)

### 第 40 条

前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は予算成立の日までは、前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更生)

### 第 41 条

予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

### 第 42 条

この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

### 第 43 条

この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

### 第 44 条

予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第 8 章 事務局

(設置等)

### 第 45 条

この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局の職員は理事長が任免する。

3 事務局の組織及び運営に必要な事項は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

## 第9章 定款の変更、解散及び合併

### (定款の変更)

第46条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行うNPO活動の種類及び当該NPO活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の喪失に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

### (解散)

## 第47条

この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とするNPO活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

### (残余財産の帰属)

## 第48条

この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうちから、総会の議決により選定された者に譲渡するものとする。

(合併)

第 49 条

この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 50 条

この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告及び法第 35 条第 2 項に規定する合併の認証後の異議の申し出の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第 11 章 雜則

(細則)

第 51 条

この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

## 附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 伊藤 豊  
副理事長 上田 敬二  
同 和田 隆行  
監事 岡崎 豊年  
同 中村 達彦

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、設立の日から令和5年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第39条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、成立の日から令和4年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
  - (1) 正会員入会金 10,000円  
正会員会費 5,000円 (1年間分)
  - (2) 賛助会員入会金 1,000円

役 員 名 簿

NPO 法人しまね里山研究所

役名	氏名	住所又は居所	役員報酬 の有無
理事 (理事長)	伊藤 豊		無
理事	上田 敬二		無
理事	和田 隆行		無
監事	岡崎 豊年		無
監事	中村 達彦		無

※公益的な活動を行う法人であるという観点から、役員にはなれない場合があります。

(第1章1. (2) ⑯をご覧下さい。)

※N P O法人が私物化されるのを防ぐため、役員の親族の割合が制限されています。

(第1章1. (2) ⑰をご覧ください。)

# 設立趣旨書

## 1 趣旨

NPO 法人しまね里山研究所は、中山間地域の若者定住を目指し、就労の場として木材利用の里山整備活動・鳥獣被害に強い農作物栽培研究・古民家及び空き家の再生利活用に取り組み、地域住民の生活支援・地域振興を図る活動に寄与することを目的とする

活動のきっかけ	超高齢化・人口減・農業以外の仕事がない・自治会活動の限界・若者の減少・空き家の増加・商店無し・生活交通問題等
取り組む課題	若者の参入・仕事作り 居住者の生活支援・地域の振興
これまでの活動実績	地域内の山の中腹の神社に進入路・駐車場・水道設置 鳥獣被害に強い作物栽培、加工販売・農地の新しい活用 単独自治会でハートフルしまね道路美化事業 2017年より 実施、地域内にある荒廃地に日本さくらの会支援により 桜公園化、等

## 2 申請に至るまでの経過

- 令和3年3月2日 美郷町担当課職員と公共交通機関についての会議
- 令和3年6月20日 特定非営利活動法人設立のための勉強会開催
- 令和3年7月27日 特定非営利活動法人設立のための勉強会大田アステラス
- 令和3年7月27日 発起人会開催
- 令和3年9月12日 設立総会開催
- 令和3年9月23日 第1回 役員会開催
- 令和3年9月24日 大田アステラスにて、リモート会議実施 (公財)ふるさと  
島根定住財団石見事務所、美郷町、行政書士中野俊雄氏  
島根県西部県民センター県央事務所石東地域振興課

令和3年 9月25日

NPO 法人しまね里山研究所

設立(代表)者

氏名 伊藤 豊



# 令和 3 年度 事業計画書

成立の日から 令和 4 年 3 月 31 日まで

NPO 法人しまね里山研究所

## 1 事業実施の方針

成立後、冬季に入るため今年度の事業は次年度の準備になる。

県道の危険木や見通しの悪い所の調査、立木の伐採撤去(大きい立木のみ)

## 2 事業の実施に関する事項

事業名	事業内容	実施予定	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	事業費の予算額 (単位:千円)
里山再生事業	計画策定	12月~		3人		10
鳥獣被害がない作物を作る事業	継続栽培研修	3月~	久喜原	1人		
古民家及び空き家の再生利活用事業	空き家の調査	12月~	久喜原 京覧原	5人	10人	20
地域交通対策事業	県道291号線 危険木・見通しの悪い所の調査、立木の伐採撤去	12月~	県道291号線 港、地頭所、久喜原、京覧原 地内	5人	県道利用者	65
文化イベントプロデュース事業	実施予定なし					
地産地消事業	実施予定なし					
地域管理サポート事業	実施予定なし					

# 令和 4 年度 事業計画書

令和 4 年 4 月 1 日から

令和 5 年 3 月 31 日まで

NPO 法人しまね里山研究所

## 1 事業実施の方針

本格事業計画を策定し、地域住民の協力のもと事業を始める。

## 2 事業の実施に関する事項

事業名	事業内容	実施予定	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	事業費の予算額(単位：千円)
里山再生事業	計画策定	4月～	県道沿い	10人	地域住民 自由参加者	30
鳥獣被害がない作物を作る事業	継続栽培研修	4月～	久喜原	1人		
古民家及び空き家の再生利活用事業	空き家の調査 設計計画策定	4月～	久喜原 京覧原	5人	10人	30
地域交通対策事業	県道291号線 危険木・見通しの悪い立木の伐採撤去 除草・撤去	4月～	県道291号線 湊・地頭所・久喜原・京覧原 地内	延べ 25人	県道利用者	600
文化イベントプロデュース事業	計画策定	4月～	君の谷農村塾	10人	近隣住民 自由参加者	30
地産地消事業	計画策定	4月～	君の谷農村塾	10人	近隣住民	10
地域管理サポート事業	計画策定	4月～	君谷地内	5人	君谷地域	10

令和3年度 活動予算書  
成立の日から令和 4 年 3 月 31 日まで  
NPO 法人しまね里山研究所

(単位:円)

科 目	金 額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費①	132,000	132,000
賛助会員受取会費②		
2. 受取寄附金③		
3. 受取助成金等		
受取民間助成金④		
受取地方公共団体助成金⑤		
4. 事業収益		
自主事業収益⑥		
受託事業収益⑦		
5. その他収益		
受取利息⑧		
雑収益⑨	50,000	50,000
経常収益計[A]		182,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当⑩		
臨時雇賃金⑪	50,000	50,000
法定福利費⑫		
人件費計	50,000	
(2) その他経費		
旅費交通費⑬		
消耗品費 ⑭	30,000	30,000
印刷製本費⑮		
臨時作業員保険料⑯	15,000	15,000
その他経費計	45,000	
事業費計		95,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
給料手当⑯		
役員報酬⑰		
法定福利費⑱		
人件費計		
(2) その他経費		
旅費交通費⑲	20,000	20,000
通信運搬費⑳	15,000	15,000
印刷製本費㉑	20,000	20,000
その他経費計	55,000	
管理費計		55,000
経常費用計[B]		150,000
当期正味財産増減額		32,000
設立時正味財産額		32,000
次期繰越正味財産額		32,000

令和4年度 活動予算書

令和4年4月1日より 令和5年3月31日まで

NPO法人しまね里山研究所

(単位:円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費①	70,000		
賛助会員受取会費②		70,000	
2. 受取寄附金③			
3. 受取助成金等			
受取民間助成金④			
受取地方公共団体助成金⑤			
4. 事業収益			
自主事業収益⑥	100,000		
受託事業収益⑦	600,000		
5. その他収益			
受取利息⑧			
雑収益⑨			
経常収益計[A]			770,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当⑩			
臨時雇賃金⑪	550,000		
法定福利費⑫		550,000	
人件費計			
(2) その他経費			
旅費交通費⑬	35,000		
消耗品費 ⑭	50,000		
印刷製本費⑮	25,000		
臨時作業者保険料⑯	50,000		
その他経費計	160,000		
事業費計		710,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
給料手当⑯			
役員報酬⑰			
法定福利費⑱			
人件費計			
(2) その他経費			
旅費交通費⑲	10,000		
通信運搬費⑳	20,000		
印刷製本費㉑	20,000		
その他経費計	50,000		
管理費計		50,000	
経常費用計[B]			760,000
当期正味財産増減額			10,000
前期正味財産額			32,000
次期繰越正味財産額			42,000